**横浜市医療的ケア児等の受入に係る民間保育所等駐車場整備補助金募集要項**

**１　本事業の目的**

医療的ケア児等（医療的ケア児及び重症心身障害児）の受入れを進める横浜市内の保育所等に対し、送迎専用の駐車場の整備にかかる費用を補助することで、医療的ケア児等の受入れ推進と保育所等の利用促進を図ることを目的とします。

**２　補助対象者**

　横浜市内で下記を運営する者とします。

（１）認可保育所

（２）認定こども園

（３）小規模保育事業

**３　補助要件**

　下記をいずれかを満たしていることを要件とします。

（１）医療的ケア児サポート保育園が申請する場合

（２）補助金の交付を申請する会計年度又は翌会計年度に、利用を希望する医療的ケア児等がい

　　　る保育所等が、当該児童の受け入れのために申請する場合

（３）利用調整を通じて現に医療的ケア児等の受け入れを実施している保育所等が申請する場合

**４　補助対象経費**

原則として、保育所等の敷地の空きスペースを活用して駐車場を整備するために必要な工事費用等とします。

なお、下記に掲げる費用は**補助対象外**となります。

（１）土地の取得等に要する費用

　　具体例：近隣にある土地の賃借

（２）植栽に要する費用

（３）その他整備として適当と認められない費用

　　　具体例：近隣駐車場の借上げ費用、時間貸駐車場のパーキングチケット代

（４）公的助成金や公的融資を受けた経費、人件費等運営費で賄うべき経費

（５）補助金交付決定前に、工事契約を行った場合の当該経費

※　敷地の空きスペースに駐車場を整備するにあたって、屋外遊技場の面積が不足してしまう場合には、屋外遊技場の面積基準が緩和される可能性がありますので、ご相談ください。

【駐車場整備の考え方】

　医療的ケア児等の送迎専用の駐車場整備にあたっては、原則として以下の要件を満たすよう努めてください。

①当該駐車場は園までの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

②有効幅は、3.5メートル以上とすること。

③奥行きは、6メートル以上とすること。

④水平な場所に設けること。

⑤障害者のための国際シンボルマークを車が駐車している状態で見える位置に塗布すること。

【参考】

＜横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例＞　※一部抜粋

(趣旨)

第1条　この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。（※１）

（※１）高齢者、障害者等

高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生

活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。

（※１）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）から抜粋

（障害者用駐車施設)

第22条　自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車の用に供する部分(以下「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

2　障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

**3　障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。**

**(1)　当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。**

**(2)　有効幅は、3.5メートル以上とすること。**

**(3)　障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。**

＜横浜市福祉のまちづくり条例施行規則＞

別表第１の２　建築物移動等円滑化基準(共同住宅及び条例対象小規模特別特定建築物を除く。)

|  |  |
| --- | --- |
| ３　駐車場 | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車椅子使用者用駐車施設を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。  **(2)　車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。**  **ア　奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。**  **イ　水平な場所に設けること。**  **ウ　障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。** |

**５　補助金額**

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の対象となる経費 | 補助金額 |
| 駐車場を整備するために必要な工事費用 | 費用の３／４ |

※合計補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨て、**総額2,500,000円を上限**にします。

**６　申請方法**

（１）申請書類受付期限

**令和７年１月31日（金）**

【予算が上限に達した際は、受付期限内であっても受付を終了する場合があります。】

（２）申請書類

　□　横浜市医療的ケア児等の受入に係る民間保育所駐車場整備補助金交付申請書（第１号様式）

【添付資料】

　　□　駐車場整備予定地を示した配置図

　　□　支出額の積算根拠となる見積書の写し等

　　□　役員名簿（別紙）

　　□　（代理人が補助金等の申請を行う場合）代理人の権限を証明する委任状

□　その他市長が必要と認める書類

様式のデータは、こども青少年局［認可保育所等の整備］のページに掲載しています。

［令和６年度横浜市医療的ケア児等の受入に係る民間保育所駐車場整備補助金について］

[**https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/**](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/)

**二次元バーコードはこちら　▷**

（３）提出方法

　　　郵送又はメールで提出してください。（５ページ「11　提出先」をご確認ください。）

（４）その他

・ご提出いただいた書類の返却はいたしません。

・書類の作成及び提出等にかかる費用は申請者の負担とします。

・提出された書類について情報公開請求があった場合は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

**・「工事契約」の手続きは、補助金交付決定通知後に行うことが条件です。**

・業者選定については、「８ 補助金決定後の執行について」を参照してください。

**・令和７年３月31日（月）までに事業が完了しない場合は、補助金交付の対象とはなりません。**

≪手続きの流れ≫

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 時期 | 手続き関係 | | |
| 実施園 | 区 | 保育対策課 |
| 令和７年１月31日まで  ※申請を受付次第、随時、内容確認・審査を行い、交付決定します。  事業終了後、速やかに提出（３月上旬頃まで）  補助金額確定後速やかに提出 | □申請書類  第１号様式  【確認】  ・該当施設のチェック欄  ・利用（希望）児童名及び生年月日  及び添付資料  □通知受領  事業の執行（工事の契約等）  □事業実績報告書  　　第４号様式  　　及び添付資料  □通知受領  □請求書  　第６号様式  支払い | 提出 | 提出  申請書内容確認・審査  □補助金交付決定通知  　　第２号様式  　　不交付の場合は、  　　第３号様式  提出  書類審査  □補助金額確定通知  　　第５号様式  提出  助成金交付 |

**７　審査**

（１）ご提出いただいた書類をもとに審査を行います。審査にあたり、追加で資料をご提出いただく場合や施設の調査を行う場合があります。

（２）審査結果は「横浜市医療的ケア児等の受入に係る民間保育所駐車場整備補助金交付決定通知書（第２号様式）」もしくは「横浜市医療的ケア児等の受入に係る民間保育所駐車場整備補助金不交付決定通知書（第３号様式）」により通知します。

**８　補助金決定後の執行について**

当補助金の交付決定後の執行には、「横浜市医療的ケア児等の受入に係る民間保育所駐車場整備補助金交付要綱」のほか、「横浜市補助金等の交付に関する規則」（改正 平成22年３月15日）、**「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」**(以下、「指導要綱」という。)（改正 令和５年４月１日こ監第298号）及び**「契約の手引き」**（令和３年２月こども青少年局監査課）を遵守し、適正に行っていただく必要があります。適正な執行でない場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。

※参考　原則として一般競争入札ですが、予定価格に応じて、次の方法によって手続きを行うこともできます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 予定価格（※１） | 入札参加資格・指名数 | 参考（予定価格による格付等級） |
| 工事 | 1,000万円（※２）以下250万円超 | 市内事業者（※３）３者以上による見積合せ | 2,500万円未満の工事  について  ・建築・土木工事の格付  等級は「Ｃ」ランク  ・設備工事の格付等級は  「Ｂ」ランク |
| 250万円以下100万円以上 | 市内事業者（※３）２者以上による見積合せ |

※１　消費税及び地方消費税相当額を含む価格　　※２　上限額の詳細は「契約の手引き」をご確認ください。

※３　一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿上の本店所在地を横浜市内に有する者及び個人事業者にあっては、主たる営業の拠点を横浜市内に有する者を指します。

【注意事項】

（１）１件の代金が100万円以上のものについては、市内事業者との契約に限ります。

（２）１件の代金が100万円以上250万円以下のものについては、市内事業者２者以上による見積合わせを行います。

（３）１件の代金が250万円を超え1,000万円以下のものについては、市内事業者３者以上による見積合わせを行います。

（４）工事額が1,000万円を超えるものについては、設計審査（審査期間に１か月程度は必要です。）、完了検査が必要となり、契約締結も指名競争入札となります。

（５）見積合わせが必要な場合は、契約前に理事会等において契約締結方法、随意契約（入札）の理由、見積（入札）業者名、見積徴収（入札）業者選定理由等を決定していただく必要があります。

※「指導要綱」、「契約の手引き」等は、こども青少年局監査課のホームページをご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/sisetsuseibi.html>

二次元バーコードはこちら　▷

**９　事業実績報告**

補助対象事業完了(工事の施工や物品購入等)後、速やかに事業実績報告書を提出してください。

＜提出書類＞

□　横浜市医療的ケア児等の受入に係る民間保育所駐車場整備補助金事業実績報告書(第４号様式)

【添付資料】

□　駐車場整備地を示した配置図　※申請時から変更があった場合のみ

□　工事の請書（契約書）等

□　支出を証明する領収書等の写し

□　整備した駐車場の写真

□　その他市長が必要と認める書類

**10　認可内容の変更について**

児童福祉法に基づく認可及び子ども・子育て支援法に基づく確認の内容を変更しようとする場合、定められた期限までに申請又は届出が必要です。

【お問い合わせ】※担当は区ごとに分かれていますので、園名・所在地をお伝えください。

こども青少年局こども施設整備課

TEL　045-671-4146　/　MAIL　[kd-ninkahenko@city.yokohama.jp](mailto:kd-ninkahenko@city.yokohama.jp)

**11　提出先**

申請書類・事業実績書類は、郵送又はメールにてご提出ください。

**郵送先**　〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町６丁目50−10　13階

　　　　　　　　こども青少年局 保育対策課　医療的ケア児等の受入に係る民間駐車場整備補助金担当　行

**MAIL**　 kd-kizonhojo@city.yokohama.jp

　　　　　※メールの件名は、「【○○保育園】医療的ケア児等の受入に係る民間保育所駐車場整備補助金　申請書（又は実績報告書）」としてください。

**12　お問合せ先**

こども青少年局保育対策課　小関、星

TEL　045-671-4469　/　MAIL　 kd-kizonhojo@city.yokohama.jp